

和指第561号
令和7年1月17日
(2025年)

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各居宅介護支援事業所
各介護保険施設
各指定地域密着型サービス事業所
各指定地域密着型介護予防サービス事業所
各指定第1号事業所

} 代表者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

介護サービス事業者経営情報の報告について (情報提供)

日頃より、本市介護保険事業に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記について、和歌山県介護サービス指導課より情報がありましたので、お知らせします。各事業所・施設におかれましては、令和7年1月10日付け和歌山県介護サービス指導課長通知「介護サービス事業者経営情報の報告について(依頼)」(以下、「県通知」という。)を御確認の上、御対応をお願いいたします。

また、県通知の内容について、次のとおり補足いたします。

○県通知に記載のきのくに介護 de ネットの URL について、PDF ファイルからハイパーリンクを使用する場合、URL が二段となっているため、正確にホームページが表示されません。直接 URL を打つ、URL をコピーして URL バーに貼付けていただく、又は次のリンク先をハイパーリンクにて使用することで、当該ホームページを御覧になることができます。

<きのくに介護 de ネット>

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/keiejouhou/keiejouhouDB.htm>

○報告について、対象事業所は原則、全ての介護サービス事業者となっていますが、例外に対象外となる場合もありますので、通知の内容を御確認ください。

○報告先については、厚生労働省が管理している「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」となります。

※本報告には、GビズIDの取得が必要です。

<介護サービス事業者経営情報データベースシステム>

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

○本件のお問合せについては、内容により和歌山県又は厚生労働省に分かれますので、それぞれに応じたお問合せ先にて御対応いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

※本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から御周知いただきますよう、お願いします。

和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320 Eメール: shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp

介護サービス事業者 管理者 様

和歌山県介護サービス指導課長
(公印省略)

介護サービス事業者の経営情報の報告について（依頼）

平素は、本県の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度介護保険法改正により、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することとなりました。

つきましては、本制度の報告用システム「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」の運用が令和7年1月6日（月）より開始しておりますので、本制度対象事業者の皆様におかれましては、きのくに介護 de ネット及び厚労省通知等を御確認の上、報告期限内に経営情報の報告をお願いします。

本件は、令和6年12月末頃に郵送にて通知しております『**令和6年度「介護サービス情報の公表」制度の実施について（依頼）**』（介第319号、令和6年12月25日付け）とは**別途報告が必要となるものです**。（使用するシステムも異なります）※別添リーフレットをご参照ください。

重ね重ねの依頼となり申し訳ございませんが、両方ともに報告漏れがないようご留意ください。

<きのくに介護 de ネット>

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/keiejouhou/keiejouhouDB.htm>

※トップページ「注目情報」及び「メインメニュー17」からアクセスできます。

1 報告について

(1) 対象事業所

原則、全ての介護サービス事業者

※ただし、以下①から④に該当する場合は対象外

- ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの
- ③ 下記、「対象サービス」以外のサービス（居宅療養管理指導等）
- ④ 医療みなし及び施設みなしで指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない場合 ※1

※「介護サービス情報の公表制度」の対象要件と同じです。

《対象サービス一覧》

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護※2、(介護予防)特定施設入居者生活介護※3、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護※4、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス

- ※1 いわゆる「みなし指定」の保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院の行う居宅サービス及び介護予防サービスについては、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない場合は、報告の対象外です。
- ※2 介護保険法施行規則第14条第4号及び第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。
- ※3、4 養護老人ホームに係るものを除く。

(2) 報告の単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしませんが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

(3) 介護サービス事業者が報告する内容

介護サービス事業者経営情報の具体的な報告内容は、以下通知をご参照ください。
厚生労働省通知(老認発0802第1号、老高発0802第1号、老老発0802第2号)

(4) 介護サービス事業者が報告する方法

報告は、厚生労働省において運営するシステム、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」により行うものとします。

「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

《GビズIDについて》

報告にあたってGビズIDのアカウント取得が必要となります。

取得には、通常1～2週間かかりますので、未取得事業者は早めのアカウント取得をよろしくお願いいたします。

- ・GビズID取得に関する問い合わせ

GビズIDヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

(5) 報告の期限

報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内です。ただし、**令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和6年度末（令和7年3月31日）までとします。**

2 問合せ先

厚生労働省が発出した通知類、マニュアルを確認いただいた上で、不明な点がある場合は、以下よりお問合せください。

なお、新しい制度であるため、多数の質問が想定されます。いただいた質問に対し正確に回答させていただきたいと思っておりますので、お電話でのお問合せはお控えいただくようお願いいたします。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(1) システムの操作方法等に関するお問合せ

厚生労働省ヘルプデスクへメールにより直接お問合せください。

○厚生労働省ヘルプデスク

helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

(2) 制度（報告期限、報告単位等）に関するお問合せ

和歌山県電子申請システムからお問合せください。

○「介護サービス事業者経営情報報告制度専用問合せフォーム」

<https://logoform.jp/f/SCw3u>

※質問の内容によって、回答に時間がかかる場合がございますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします

和歌山県介護サービス指導課 湯川

TEL：073-441-2527

FAX：073-441-2516

e-mail：e0408001@pref.wakayama.lg.jp

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。
介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者に介護サービス情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ 財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ フロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

制度に関するQ&A

経営情報DB

情報公表制度

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html



経営情報DB

Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

情報公表制度

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigou-kouhyou.html>



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare